

鳥羽港改修工事に関する不適正事務を踏まえた
再点検・再発防止策の骨子について

平成24年9月7日
三重県

第1 再点検について

今回の調査で明らかになった事案については、様々な背景や要因がある中で、国補事業の公共工事に関する「事故繰越」と「情報公開」において不適正な事務があったことから、県土整備部だけでなく、関係部で行われている国補事業の公共工事に関する「事故繰越」と「情報公開」について、全て再点検を実施する。

1 事故繰越

法による補助金返還の消滅時効等を踏まえ、県が過去5年間に行った国補事業の公共工事に係る事故繰越について、手続等を再点検する。

2 情報公開

開示決定文書などの情報公開に係る文書の保存期間を踏まえ、県が情報公開制度に基づいて過去3年間に対応した、国補事業の公共工事に係る公文書開示について、手続等を再点検する。

第2 再発防止策について

1 再発防止対策に向けた課題

(1) 職員のコンプライアンス意識、危機意識の向上

全ての職員は、県政が県民の皆さんからの信頼で成り立っていることを意識し、法令を遵守することはもちろん、自分の行動が県政にどのような影響を与えるかを考えながら業務に取り組んでいけるように意識の向上を図る必要がある。

(2) 公共工事の各段階における意思決定の明確化と執行の適正化

公共工事の適正な執行を図るため、事業化、予算確保、設計・積算、入札・契約、施工管理、完成検査等の各段階において、どのような手順を経て意思決定を行うべきかを明確にし、組織の中で徹底するとともに、その執行が適正に行われるシステムへの見直しを行うことが必要である。

(3) 公共工事に携わる職員の技術力向上とサポート体制の確立

公共工事に携わる職員が業務を遂行していく上で必要な専門知識や経験を得ることができるよう組織としての一層の取組とともに、経験の少ない職員を十分にサポートする体制が必要である。

(4) 情報公開制度や公文書管理の適切な制度運用

情報公開制度や公文書管理について、職員が一層理解を深めるとともに、制度の適切な運用が確保されるようチェックの仕組みづくりが必要である。

2 再発防止に向けての取組について

(1) 職員のコンプライアンス意識、危機意識の向上

今回の事例を通して、改めて県職員としての公務員倫理やコンプライアンスの徹底、危機管理上の課題や問題点の共有を図るとともに、各所属で抱える課題や問題点について意見交換を実施し、職員全体の危機意識の向上を図る。

① 管理職員等に対する研修

所属長等の管理職員を対象として、公務員倫理・法令遵守の徹底や今回の事例における背景や要因の分析と再発防止に向けた意識の共有を行う。

② 全職員に対する再発防止意識の徹底

- ・ 所属長が①の研修を踏まえて講師となり、所属内職員を対象とした対話型の研修を実施する。
- ・ 各所属で抱える課題や問題点について意見交換を実施し、再発防止に向けた所属全体の意識向上を図る。
- ・ 職員と所属長との定期的な面談等を活用し、日常的にコンプライアンス・危機管理意識が共有されるよう、継続的な取組を進める。

③ 綱紀粛正のための通知文書の発出

全職員に、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保を徹底するため、通知文書を発出する。

④ 人づくり基本方針への反映

現在策定している「三重県人づくり基本方針」において、コンプライアンスに関する取組目標を定め、それに基づき計画的に研修等を実施する。

⑤ 職員研修センターでの研修

職員研修センターで実施している基本研修（階層別研修）において、今回の事例等を取り上げ、公務員倫理やコンプライアンスの充実を図る。

(2) 公共工事の各段階における意思決定の明確化と執行の適正化

① 事業箇所選定についての部内協議の徹底

国への予算要望に際して、事業計画に無理がないかどうか等について部内で十分に協議・検討する。

② 本庁及び各事務所入札審査会における厳格な審査の徹底

工事発注に当たり、本庁及び各事務所で行われている入札審査会において、当該工事の内容や入札条件等を多角的な視点から厳格に審査する。

③ 建設工事進行管理要綱に沿った進行管理の徹底

繰越予算の進捗状況について、チェック時期を定め、各時期までに未発注、未完成である工事を「重点管理工事」として、関係事務所と関係事業課で進行管理を徹底する。

④ 事故繰越申請に際しての部内での意思決定手順の明確化

事故繰越の申請を行う場合において、関係事務所と本庁事業課だけの判断でなく、部内予算や事業管理を所掌する部門も加わり、部幹部と協議し判断するシステムとする。

⑤ 事故繰越が申請未承認となった工事予算の確保

やむを得ない事由により再度の事業繰越が必要となる工事のうち、国の事故繰越の要件を満たさないものについて、次年度の工事継続に必要な予算を確保する。

⑥ 事故繰越申請の部外及び外部視点によるチェック

事故繰越の申請に際して、その内容が適正であるかどうかについて、総務部と協議を行うとともに、外部有識者によるチェックを受ける仕組みを構築する。

⑦ 臨時検査員選任・変更手続の厳格化

年度末の検査集中期に選任する臨時検査員に対して、更なるコンプライアンスの周知徹底を図るとともに、検査の日程等に変更が生じた場合は、工事検査担当への報告の義務付けと変更内容について工事検査担当が確認したうえで検査命令を発する仕組みに改める。

⑧ 臨時検査員が検査する対象工事の見直し

臨時検査員が検査する工事は、検査対象工事に関係する職員以外の検査員が検査する仕組みに改める。

(3) 公共工事に携わる職員の技術力向上とサポート体制の確立

① 職員の技術力向上を目指した環境づくり

職場におけるOJTや、研修の実施により、引き続き職員の技術力向上を図るとともに、技術力を高める事業執行体制のあり方を検討し、組織見直しに反映する。

② 専門工事に係るサポート体制の確立

トンネル・橋梁・水門・海洋土木・下水道工事等技術的に高度な工事については、本庁事業課等が中心となり設計・積算・工期設定・監督を適切に執行するための指導・助言を行う体制を構築する。

(4) 情報公開制度や公文書管理の適切な制度運用

① チェック体制の強化、情報公開制度・公文書管理の知識向上

ア 情報公開・個人情報保護制度推進要綱の見直し

情報公開時のチェック体制を強化するため、「情報公開・個人情報保護制度推進要綱」を改正し、情報公開・個人情報保護制度推進員の機能強化を図る。

イ 公文書管理規程の見直し

文書事務における所属長の責任を明確に位置付けるとともに、文書主任の役割として「公文書(部分)開示決定の起案文書の審査」を追加し、文書主任の機能強化を図る。

また、起案文書の廃止・訂正方法の明確化など、公文書の作成に係る規定を改め、公文書の適正な管理を徹底する。

ウ 研修の強化

新たに情報公開・個人情報保護制度推進員又は文書主任になった者は、情報公開制度及び公文書管理に係る研修を受講することとし、情報公開・公文書管理の知識と意識の向上を図る。

第3 体制について (別紙)

- 1 これまでの両副知事をトップとする「鳥羽港改修工事に係る調査チーム」に新たに農林水産部長を加え「鳥羽港改修工事再発防止対策チーム」として改組し、今回の鳥羽港改修工事の事故繰越、情報公開等における不適正事務の再発防止等の取組について、実施方法の具体化、実施課題の検討などを行うとともに、外部有識者から評価・意見を受ける。
- 2 鳥羽港改修工事の不適正事務に伴い、全庁的な再点検や再発防止策について、総合調整や再点検のチェック等を行う専任職員を配置するとともに、関係部職員による「コンプライアンス向上グループ」「公共工事適正化グループ」を設置し、全庁的な取組への支援や進行管理を行い、計画的に進める。

第4 対策完了時期 (目標)

平成24年12月末

体制について

別紙

鳥羽港改修工事再発防止対策チーム

(構成員) ◎植田副知事、石垣副知事、危機管理統括監、
戦略企画部長、総務部長、県土整備部長、
農林水産部長

外部有識者



危機管理副統括監
専任職員

- 再発防止対策の総合調整
- 情報公開の再点検のチェック
- 事故繰越の再点検のチェック

コンプライアンス向上グループ

◎総務部副部長 (行政運営担当)
危機管理課長
情報公開課長
法務・文書課長
人事課長

公共工事適正化グループ

◎県土整備部副部長 (公共事業総合政策担当)
財政課長 農林水産財務課長
県土整備総務課長 県土整備財務課長
公共事業運営課長 入札管理課長
建設業課長

作業部会
(関係課、各部総務課、各県民センター等職員)

- 職員のコンプライアンス意識、危機意識の向上
- 情報公開制度や公文書管理の適切な制度運用

作業部会
(関係課職員)

- 公共工事の各段階における意思決定の明確化と執行の適正化
- 公共工事に携わる職員の技術力向上とサポート体制の確立